

企業主導型保育事業所 共同利用契約書

_____（以下「甲」という）とインブルーム株式会社 えみのき保育園（以下「乙」という）は、本契約を締結することにより、乙が運営する保育事業所の共同利用企業として、甲の雇用する従業員向けの保育所として利用を可能とする。

第1条（利用資格）

一般的な法人であり、子ども子育て拠出金（厚生年金）を負担している企業であること。預ける子どもの両親のいずれかが甲の正規及び非正規の従業員であり、就労証明書を発行出来ること。

第2条（利用枠）

企業による利用枠の確保についての制限は設けない。但し他利用者との公平性を鑑みて、受入れ人数については随時乙が判断するものとする。

第3条（周知検知）

1. 本契約を締結されている期間中に於いて、乙の保育所を共同利用していることにより、甲はインターネット及び各種媒体にて保育あるいは託児所を完備している旨、周知することを可能とする。
2. 乙が行政対応以外の目的で利用企業名の情報開示を行うか否かについては、必要と思われる状況が発生した場合、都度当該企業との相談及び同意の上でのみ実施する。
3. 契約期間終了後にインターネット及び各種媒体などへ継続して掲載する行為等は禁止とする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は利用者が在園している期間とする。
2. 翌年度の継続については自動更新とし、乙の審査及び調整によるものとする。
3. 甲の従業員利用者が期間中解約となった場合は、翌月までに継続利用者がいなかった場合、当該利用枠の権利を失効するものとする。

第5条（解約）

甲による利用枠の解除は、解除しようとする日の1カ月前までに書面により申し出、乙は同書面にて承諾を通知するものとする。

第6条（運営責任）

保育園運営中に関する事故及び問題が生じた際には、インブルーム株式会社がその責任を負うものとする。但し、保育園での保育中あるいはそれに起因することを立証できる状況であるものに限る。

第7条（利用料金）

1. 入園金 無し
2. 月額利用料

【保育料】

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
48,000円	43,000円	38,000円	33,000円	33,000円	33,000円

【無償化利用料】

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
10,900円	6,000円	1,000円	7,400円 (給食費 5,500円込)	10,900円 (給食費 5,500円込)	10,900円 (給食費 5,500円込)

※ 週6日契約の方は、上記保育料に 5,000円増

3. 企業主導型保育事業所として適正な保育料設定を旨とするが、助成内容及び行政指導などによる変更の必要が生じた場合には、期中でも変更をする場合がある。

第8条（利用料金の負担）

1. 甲が負担する費用は一切ない。
2. 月額利用料は、甲の従業員利用者が負担する。

第9条（開園時間）

当園の稼働日時については以下の通りとする。

1. 曜日 月曜日～土曜日 週6日開所 ※日曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）を除く
2. 時間 7:00～20:00

第10条（契約の解除）

乙は以下の状況が発生した場合、直ちに本契約を解除することが出来る。

1. 企業及び申込者本人の契約内容に事実と異なる状況があると判明した場合。
2. 料金の未納があった場合。
3. 利用者及び子どもに保育園の運営上不適切と思われる行動や言動があり、申し入れても改善されない場合。

第11条（その他）

本契約に定めのない事項及び解釈に問題が生じた場合には、甲乙共に協議の上決定する。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

以上、本契約内容を確認の上で記名捺印し、甲乙双方一通ずつを保管する。

年 月 日

甲

乙

東京都港区南青山 1-4-2 八並ビル5F
インブルーム株式会社 えみのき保育園
代表取締役 野村 洋子